

○中村学園大学短期大学部委託生受入れ規程

平成19年9月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、中村学園大学短期大学部学則第57条の規定に基づき中村学園大学短期大学部委託生(以下「委託生」という。)受入れに関し必要な事項を定める。

(受入)

第2条 公共団体その他の機関からの委託により、中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)において学修を希望する者があるときは、本学学生の授業及び研究指導に支障を来さない範囲において、委託生として在学を許可することができる。

(資格)

第3条 委託生は、公共団体その他の機関から委託された者とする。

(学修)

第4条 委託生は、学修題目につき指導教員の指導のもとに、学修に従事するものとする。

(委託手続)

第5条 委託しようとする機関の長は、次に掲げる書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 委託生願書(別記様式)

(2) 本人の履歴書

(3) 健康診断書

(許可)

第6条 委託生の受入れは、当該教授会で審査の上、学長が許可する。

(委託の期間)

第7条 委託生の学修の期間は、6か月又は1か年の2種類とする。

(単位の認定)

第8条 委託生に係る単位の認定は行わない。

(委託登録料及び委託料)

第9条 第6条の審査の結果、許可された者は委託登録料及び委託料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、必要と認めるときは、委託料の減免を行うことができる。

2 委託生に係る委託登録料及び委託料の額は、別に定める。

(証明書の交付)

第10条 委託生が学修を終了した場合は、学修証明書を交付することができる。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

別記様式 略